

第35条（会議の公開）

第35条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

【趣旨及び解釈】

- 1 本条は、実施機関に置く附属機関等の会議の公開について定めたものである。
- 2 市政運営の透明性を高めるためには、各種の審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するものの会議自体が公開で開催されることが必要である。本条は、このような趣旨から、附属機関及びこれに類するものは、原則としてその会議を公開することとしたものである。
- 3 「これに類するもの」とは、法令または条例に基づいて設置された附属機関以外のものであって、学識経験者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として、要綱、要領等に基づき設置されたものをいい、主として実施機関の職員で構成されている内部的な研究会、協議会等は含まれない。
- 4 「許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務」とは、会議を公開することが適当でないと認められるものを例示したものである。
- 5 「会議を公開することが適当でないと認められる」とは、審議の内容が個人のプライバシーや法人等の利害関係等に係るもの、または試験の成績判定等のように、公開することによって、個人や法人等の権利利益が侵害され、または当該会議の円滑若しくは公正な運営が著しく損なわれると認められること等をいう。

【運用】

「会議の公開」の具体的な取扱いについては、本市の「附属機関等の会議の公開に関する指針」に基づいて行うものとする。

附属機関等の会議の公開に関する指針

1 目的

美唄市情報公開条例（平成 11 年条例第 1 号）第 35 条の規定を踏まえ、附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）の会議の公開に係る基本的な取扱いを定めることを目的とする。

2 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開・非公開の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 会議を公開することが適当でないと認められるときは、その理由を別途明示するとともに、議事要旨または会議結果を公開するものとする。

3 公開の方法

- (1) 附属機関等は、会議を公開するにあたり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関等は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

4 会議開催の周知

庶務を担当する課または係（これらに相当する組織を含む。）は、会議の開催予定に関し、市の掲示板の活用のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、審議事項（協議等の案件）、傍聴の可否等について、当該附属機関等が別段の取扱いをすべきこととしている場合を除き、周知するよう努めるものとする。

5 適用期日

この指針は、平成 11 年 7 月 1 日以降に開催される附属機関等の会議に適用する。